

新渡戸文化短期大学における公的研究費等補助金取扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、新渡戸文化短期大学（以下「本学」という。）における専任教員の競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費等」という。）に関し、手続き等の必要な事項を定め、適正な運営・管理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 「公的研究費等」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 前項に規定する公的研究費補助金以外の公的研究費等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

3 「研究代表者等」とは、本学の専任教員で、第1項及び前項に掲げる研究費補助金を1人で実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費補助金の配分を受けた研究分担者をいう。

4 「経理規程」とは、「学校法人新渡戸文化学園経理規程」を、「旅費規程」とは、「学校法人新渡戸文化学園旅費規程」をいう。

(法令等の遵守等)

第3条 研究代表者等は、交付決定を受けた公的研究費等に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、公的研究費等に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、公的研究費等に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、短大事務局長（以下「事務局長」という。）をもって充てる。

2 統括管理責任者は、公的研究費等の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、統括する実質的責任を負うものとする。

(研究者)

第6条 研究者は、高い倫理性を保持し、不正行為を行ってはならない。

2 研究者は、統括管理責任者の指導等に従い、この規程に定める調査等に協力しなければならない。

(事務職員)

第7条 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費等の適正な執行を確保しつつ、本学の効率的な業務遂行を目指した事務を行わなければならない。

(公募の申請)

第8条 公募要領により公的研究費等に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を直接公募先に提出等することとなっている場合には、研究代表者等は事務局長に遅滞なく届出るものとする。

(公的研究費等の経理事務の委任)

第9条 研究代表者等は、公的研究費等の交付内定(継続分を含む。)を受けたときは、その経理に関する事務を、事務局長に委任したものとみなす。

2 前項の経理事務の委任があったときは、事務局長は事務局の該当部署にその旨通知し、次条に規定する事務を処理させるものとする。

(経理事務の準拠)

第10条 公的研究費等に係る契約事務、旅費事務及び給与事務等の経理に関する取扱いは、当該公的研究費等を管轄する官庁の定める取扱い規程等並びに経理規程、旅費規程及びこれらに基づく定めによるものとする

(公的研究費等の預託)

第11条 公的研究費等の受入れ口座は、交付者が指定する名義の口座とする。

2 研究代表者等が公的研究費等の受払いに使用する専用口座は、個別に開設する。

(間接経費の本学への譲渡)

第12条 研究代表者等は、間接経費の本学への譲渡に関する権限を、学長に委任するものとする。

2 間接経費の経理事務は、公的研究費等の取扱いに準ずる。

(公的研究費等により取得した設備等の寄付手続等)

第13条 学長は、公的研究費等により取得した設備・備品(以下「設備等」という。)の寄付受入に関する権限を、事務局長に委任するものとする。

2 研究代表者等は、設備等を取得後、本学に寄付を行うこととされているものにあつては、経理規程に則り寄付手続を行わなければならない。

(設備等の管理の委任等)

第14条 設備等の管理責任を研究代表者等が負うこととされている設備等を取得したときは、当該設備等を取得したときに、本学における設置使用が承認されたものとみなす。

2 前項に規定する研究代表者等は、研究実施に当たり、必要があるときは、前条の設備等の管理に関する事務を事務局長に委任することができる。

3 第1項に規定する研究代表者等は、設備等の管理事務を委任したときは、使用責任者として責務を果たすものとする。

(管理帳簿への記録)

第15条 前条第1項に掲げる設備等を取得したときは、経理規程に準じ、固定資産管理台帳に記録しなければならない。

(研究代表者等の管理する物品の減価償却の方法)

第16条 第14条に規定する設備等は、経理規程に準じて減価償却を行うものとする。

(事故等の報告)

第17条 研究代表者等は、第14条の定めに基づいて管理する設備等に起因して事故等が発生したときは、直ちにその旨を事務局長に報告しなければならない。

(定めのない事項の取扱い等)

第18条 この規程に定めのない事項については、教授会の意見を聞いて学長が決定する。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は平成20年4月1日から施行する。

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成27年6月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。